

3・5・131号酒井西小郡線 公聴会における公述意見に対する見解

公聴会	令和元年5月14日 午後7時から 鳥栖市役所3階大会議室にて
公述人	1名

公述意見の要旨

道路構造を盛土方式より高架方式または吊橋方式に設計変更を求める。

(理由)

- (1) 周辺の農地は、維持管理・環境保全活動の努力がなされている。
- (2) 田園は後世に残していく地区の「水と緑の自然遺産」である。
→ (1) (2) の趣旨：盛土による通風阻害や盛土植生による虫害等、農作物への影響を懸念
- (3) 現計画では、交差農道の重大事故が懸念される。また、河川氾濫による水没により地区の緊急避難道路にならない。

公述意見の内容	公述意見に対する見解
<p>(1) 周辺の農地は、維持管理・環境保全活動の努力がなされている。</p> <p>(2) 田園は後世に残していく地区の「水と緑の自然遺産」である。</p> <p>※趣旨：盛土による通風阻害や盛土植生による虫害等、農作物への影響を懸念</p> <p>(3) 現計画では、交差農道の重大事故が懸念される。また、河川氾濫による水没により地区の緊急避難道路にならない。</p>	<p>○通風阻害や虫害等による農作物への影響については生産組合・営農者と協議しながら対応していく。</p> <p>○市道・農道と平面交差する部分は、詳細設計段階で警察等と協議しながら、信号機設置又は他の方法により安全対策を検討していく。</p> <p>○150年に1回程度の大雨時の想定浸水深1m未満に対し、計画道路高は1.5m以上としている。想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合には、国道3号や小郡市側の道路など周辺道路も冠水している状況となっている。</p>

【県の見解】

交通ネットワークの形成、周辺開発地からのアクセス性、経済性等の観点から、計画高を低く抑え、市道と平面交差する盛土方式が最適と考えている。

3・5・132号重田酒井西線 公聴会における公述意見に対する見解

公聴会	令和元年5月14日 午後7時から 鳥栖市役所3階大会議室にて
公述人	1名

公述意見の要旨

地元の交通安全が脅かされ、住民の身体、生命の危険性が増大する。また、近隣に代替えとなる幹線道路もあることから、建設計画の中止と撤回を求める。

(理由)

- (1) 市道飯田・水屋線ほか2路線は、国道3号の交通渋滞を避けるための抜け道（バイパス）として利用されており、酒井東町、赤川地区、水屋町の集落へ流入する交通量は年々多くなっている。
- (2) 3・5・132重田酒井西線を整備することで市道飯田・水屋線の交通量が増加し、酒井東町、赤川地区、水屋町の集落内に更なる通過車両の進入が予想される。
- (3) 3・5・132重田酒井西線の近隣には、味坂スマートIC（仮称）や久留米ICにアクセス可能な幹線道路が存在する。

公述意見の内容	公述意見に対する見解
<p>(1) (2)</p> <p>3・5・132重田酒井西線を整備することで市道飯田・水屋線の交通量が増加し、酒井東町、赤川地区、水屋町の集落内への更なる通過車両の進入により、地元の交通安全が脅かされ、住民の身体、生命の危険性が増大する。</p> <p><u>飯田・水屋線の事故件数(鳥栖署)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・物損13件、人身6件 (H27.1.1～H30.1.1) ・過去には死亡事故2件 	<p>○現在の市道飯田水屋線ほか2路線の交通特性については、通過交通が多く、その車両は県道鳥栖朝倉線の鳥栖市飯田町交差点と国道3号の酒井東町・水屋町を繋ぐルートを通行している状況である。</p> <p>○3・5・132重田酒井西線の整備後における、3・5・131酒井西小郡線以南の市道飯田・水屋線の交通量については、国道3号をはじめとする周辺幹線道路の交通混雑などの影響を受ける可能性が高い区間と認識している。</p> <p>○3・5・131酒井西小郡線及び3・5・132重田酒井西線の都市計画道路が整備されると、酒井東町の集落内を抜けるルートを利用している通過交通は、鳥栖市飯田町交差点と今回の都市計画道路を経由して商工団地北入口交差点のルートへ転換・分散が想定されることから、現在と比べて交通安全の向上など、集落内における交通環境の向上が期待できると考えている。</p> <p>○3・5・132重田酒井西線の整備に係る交通安全対策については、今後、地元や佐賀県警などの関係機関等と協議を行いながら検討することとしている。</p> <p>○周辺幹線道路である国道3号について、現在実施中の「鳥栖拡幅事業の早期完成」及び「鳥栖拡幅以南の早期計画策定」の要望を国に対し継続して行う。</p>

公述意見の内容	公述意見に対する見解
<p>(3)</p> <p>鳥栖市飯田町交差点より県道14号（鳥栖朝倉線）を東へ約700m、西福童交差点を右折し約900mで味坂スマートIC（仮称）にアクセスできる。</p> <p>また、西福童交差点を東へ約600m、新端間橋西交差点を右折し、現在工事中の国道3号鳥栖久留米道路を経由することで久留米ICにアクセスできる。</p>	<p>○3・5・132重田酒井西線を利用する交通については、鳥栖市飯田町交差点方面から味坂スマートIC（仮称）の利用交通だけではなく、国道3号商工団地北入口交差点へのアクセス交通も想定している。</p> <p>○本路線の現況は、歩道が無く、道路幅員も約6mと狭い上、カーブ区間もあり、将来増加すると想定している大型車の通行に対応することが難しいことから、今回、両側歩道を備えた全幅14.5mの道路を計画するものである。</p> <p>○味坂スマートIC（仮称）及び今回の都市計画道路の整備により、以下の効果が期待される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速道路や周辺幹線道路へのアクセス向上など生活利便性の向上 ・鳥栖商工団地やGLP鳥栖などの物流拠点から高速ICへの所要時間短縮による沿線の物流の効率化 ・高速道路利用者の交通分散により、現道の交通混雑の緩和が図られることによる高速道路へのアクセス向上 ・味坂スマートIC（仮称）周辺の開発・企業誘致が促されることによる鳥栖市東部地域の活性化

【市の見解】

交通ネットワークの形成、交通安全対策、整備効果等の観点から、建設の必要性があると考えている。（地元の交通安全対策については、地元や関係機関と協議を行いながら検討を行う）

3・5・132号重田酒井西線 都市計画案への意見に対する見解

名 称	鳥栖基山都市計画道路 3・5・132号 重田酒井西線
意見者	1名

都市計画案への意見の要旨

鳥栖基山都市計画道路 3・5・132号 重田酒井西線 道路建設予算の凍結を申し立てる。

【理由】

公聴会公述後、最重要点である132号線供用後を含む沿線住民の（交通）安全対策について、担当者と2回意見交換を行ったが、地区交対協まかせの本末転倒、職務放棄の回答であった。

この点でも本件計画は違憲であり、都市計画の理念に反するものであり、公金の支出は違法である。

意見の内容	意見に対する見解
<p>公聴会公述後、最重要点である132号線供用後を含む沿線住民の(交通)安全対策について、担当者と2回意見交換を行ったが、地区交対協まかせの本末転倒、職務放棄の回答であった。</p>	<p>○3・5・132号 重田酒井西線の整備に係る交通安全対策については、市としても重要な課題と考えている。</p> <p>○速度規制等の交通規制の実施、通過交通に対する注意喚起看板の設置などの交通安全対策については、周辺住民の理解が必要であることから、交通安全関係団体にて構成されている地区交通対策協議会を通じた調整が必要であり、市としても地元等との調整を行い適切に対応していく必要があると考えている。</p> <p>○現在、市において、地元区長や関係機関との協議を進めており、今後も交通安全の向上につながる取り組みを検討していきたい。</p>

【市の見解】

3・5・132号 重田酒井西線の整備に係る交通安全対策については、市としても重要な課題と考えていることから、地元や関係機関との調整を適切に行い、交通安全の向上につながる取り組みを検討していく。

(3 ・ 5 ・ 1 3 1 号酒井西小郡線 公述申出書)

意見の要旨

私は次の2つの条件で3-5-131号線建設に賛成します。

1. 山下川堤防。秋光川堤防間（620m）については盛土方式より高架方式または吊橋方式に設計変更を切にお願いします。
2. 味坂IC建設に伴い、高速バス味坂停留所を上下線に設置をお願いします。

(理由) その1

- (1) 建設計画用地についてはS48年。九州道建設計画により土地改良組合が農地の配分。水路、農道の配置など決議し、今日も持分に応じた負担金を拠出し農地の維持、管理し、また地区の「田園を守る会」も農地の環境保全活動の努力がされています。
- (2) 用地の所有権は絶対的なものではありませんが、大木川、山下川、蓮原川、秋光川。4つの1級河川に囲まれた田園は私たちが先人より引き継ぎまた100年、200年と後世に渡していく地区の「水と緑の自然遺産」です。
- (3) 131号線が横切る蓮原川管理道以外の3つの農道は通学路と大型農機が通行に利用します。重大事故防止の為、絶対に立体交差方式としてください。
- (4) 私が小学入学前年S28年の筑後川大水害では酒井東町のほとんどの家屋の1階は水没しました。今日の異常気象現象で4つの河川が氾濫すれば、川底より2m高の131号線の水没は明白です。災害時の地区の緊急避難道路にはなりません。

その2

- (1) 味坂高速バス停留所が設置されれば、JR鳥栖駅、サガン鳥栖サッカースタジアムまで鳥栖商工団地を通り約2.1キロ。歩いて30分です。福岡空港国内線。国際線まで25分間で接続することができます。
- (2) 佐賀県下で鳥栖市は人口増加傾向であります。また新市庁舎建設も予定されています。自治体が発展するためには、住みやすい街があるから、人が集まる。鳥栖市民の数が多くなる。また佐賀県の1つの顔にもなるとおもいます
- (3) 以上の理由で山口知事、都市計画審議会の審議委員の先生の皆さん方のご決断を心より期待申し上げます。

2019年4月25日

(3 ・ 5 ・ 1 3 2 号重田酒井西線 公述申出書)

意見の要旨

私は 1 3 2 号線の建設計画の中止と撤回を求めます。私は約 7 2 年間酒井東町で暮らしています。

中学卒業後、日本専売公社鳥栖工場で 2 0 年間。九州工場で 2 5 年間紙巻タバコ工場で作業員でした。定年後は年金生活をしています。用地の権利義務関係。工事の利害関係もありませんが市民の権利として本件計画の危険性を排除する為意見を申し上げます。

理由 (その 1)

建設に合理性がないこと。

- 1、道路建設により飯田、水屋線（以下水屋線という。）利用車両が増大し酒井東町、赤川水屋町地区の住民の身体、生命の危険性も増大する。
水屋線の事故（H27. 1. 1～H30. 1. 1. 物損 13 件・人身 6 件・鳥栖署）過去には死亡事故 2 件。
- 2、飯田信号より県道 1 4 号線を 7 0 0 m 西福童信号右折。約 9 0 0 m で味坂 I, C、にアクセスできる。また、6 0 0 m で西鉄大牟田線をまたぐ。「はたましょうぐんふじこせんきょう。」が H, 3 0, 1 0, 開通。右折、県道 8 8 号線より、鳥栖、久留米線（工事中）を経由すると、久留米 I C にアクセスできる。

私は橋本市長と鳥栖市都市計画審議会委員の先生の皆さんに歩道のない幅 6 m の水屋線を 5 0 m でも 1 0 0 m でも歩いていただき、ぜひとも感想をお聞かせいただきますようお願い申し上げます。車両の制限速度は 5 0 キロですが 6 0 ～ 7 0 キロで走行しています、くれぐれもご注意くださいようお願い申し上げます。

鳥栖市は高速道鳥栖 I C が S 4 8. 1 1. 1 6 に完成しその後 S. 5 0. 3. 1 3. には J C として供用開始されましたがこれに接続するバイパス道の建設、国道 3 号線の拡幅工事がされませんでした。しかし物流のハブ拠点として経済振興、新市庁舎建設、県下では人口増加市で今後の鳥栖市の都市政策に期待をしています。

しかし、今回の 3 ・ 5 ・ 1 3 2 道路建設計画には道路法上適合であつても水屋線と 3 号線接続の、酒井東町中通り線（6 9 0 m）、下の橋ルート（8 0 0 m）の通行量は年々多くなるのみです。私は都市計画の公共の福祉とは市民の生命が最大に尊重さるべきと思います。橋本市長のご判断を心より期待いたします。

行政として判断されない場合は、日本国憲法第 1 3 条、同 3 2 条、地方自治法第 1 0 条により司法の判断も受けたいと思います。以上

2 0 1 9 年 4 月 2 4 日

鳥栖市長 橋本康夫 殿

意見の主旨。1。132号道路建設予算の凍結を申し立てます。2。市職員のコンプライアンスの徹底を。理由は、私は公聴会口述後、2回担当者と意見交換を行いました。最重要点は132号線供用後を含む沿線住民の安全対策でしたが担当者からは地区交好協会の回答でした。この点でも本件計画は違憲であり都市計画の理念に反するものであり公金の支出は違法です。2。市職員による農地法違反。架空

内容証明書用紙

工事の事案が発生しましたがこの事件は、日本国憲法及び諸法令に基づき職務を遂行する責にあり職員が市民の信頼を裏切らざる責任は橋本市長にあります。よって本件都市計画も憲法、諸法令を遵守した職務遂行を強く要請します。市長にもより厳しいコンプライアンスとリーガルマインド求めます。最後に、私は本件計画で安全対策が履行されず、諸法令違反が発覚した場合は橋本市長に對し関係公費の全額返還を求めて提訴することを通告しておきます。

以上

2019年7月2日